平成２４年（フ）第３２号
兵庫県美方郡香美町香住区上計1292番地３
破産者　株式会社サロン柴山
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第１１０８号
広島市東区東蟹屋町５番９―801号
破産者　平山久美子
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０３号
茨城県土浦市中高津１丁目４番26号
破産者　柳澤建設工業株式会社
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第４３４号
群馬県藤岡市中栗須669番地
破産者　根岸工業有限会社
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３６号
千葉県茂原市北塚1221番地の１
破産者　株式会社ダイヤンにじゅういち
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第２９８３号
東京都新宿区三栄町９番地
破産者　株式会社匠アール
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９８４号
東京都調布市染地２丁目８―３　Ｂ―809
破産者　高野富士雄
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６７６号
東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目12番７号
破産者　三商地所株式会社
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２９１号
神奈川県小田原市蓮正寺618番地２
破産者　有限会社ワールドアーム
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５７号
岐阜県中津川市中津川949番地の65
破産者　英工業所こと　加藤　英治
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第６６号
岐阜県中津川市太田町３丁目７番９号
破産者　京花こと　大脇　正明
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２１１３号
名古屋市中川区花塚町２丁目99番地
破産者　名城ダクト株式会社
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６７４号
名古屋市中川区高畑２丁目303番地
破産者　有限会社ナカマ
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６７６号
大阪市住吉区長居１丁目９番29号
破産者　有限会社イハラ
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０８号
神戸市東灘区御影塚町４丁目７番11号
破産者　株式会社エーユーランキング
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０９号
神戸市東灘区魚崎西町３丁目４番29号
破産者　有限会社Ｍ’ｓ企画
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５０９号
神戸市中央区北長狭通３―12―14　ザ・ベガ・トアロード６階、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区平野町３丁目１番７号
破産者　株式会社ジャパンスタイリーシステム
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８号
広島県呉市神山３丁目19番22号
破産者　有限会社シモセプランツ
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１３号
大阪府堺市南区茶山台３丁39番７号
破産者　株式会社インターテック吉田
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
福岡県大川市大字榎津174番地の７
破産者　有限会社ヒトシ木工
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
長崎県五島市栄町６番地９
破産者　合名会社川口分店
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第１３１号
大分市下郡南４丁目３番３号
破産者　有限会社千里
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５６号
群馬県桐生市東５丁目11番17号、破産手続開始決定時の住所群馬県桐生市境野町６丁目545番地の５
破産者　大屋　善衛
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部